ＡＮＳＥＲサービス利用に係る労働金庫電子決済等代行業者との契約内容

当金庫は、ＡＮＳＥＲサービス利用に係る以下の「労働金庫電子決済等代行業者」との間で、労働金庫法（以下、「法」といいます。）第８９条の６で定める事項を含め、契約を締結しています。

契約先の労働金庫電子決済等代行業者
・株式会社NTTデータ

法第８９条の６で定める契約締結内容については、以下のＷｅｂページをご参照ください。

＜ｅＢＡｇｅｎｔ＞
http://www.ebagent.jp/dendaigyo/contract.html
※「銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項」は、「労働金庫法第 89 条の 6 第 3 項」と同内容の条項です。

＜ＢｉｚＨａｗｋＥｙｅ＞
https://www.bizhawkeye.ne.jp/daiko/announcement.html
※「銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項」は、「労働金庫法第 89 条の 6 第 3 項」と同内容の条項です。